

次期「千歳市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査について

1 現計画（第2期千歳市子ども・子育て支援事業計画）策定に係るアンケート調査実施概要

(1) 調査の目的

千歳市の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前の子ども及び小学生の保護者を対象とするアンケート調査を実施した。

調査票の種類	対象者	配布数
就学前の子どもの保護者用	市内在住の就学前の子どもの保護者	1,500 票
小学生の保護者用	市内在住の小学生の保護者	1,500 票

※ 配布先は無作為抽出により選定。年齢別、地域別ごとに偏りが無いことを確認した。

(2) 調査の方法

調査は、配布・回収ともに郵送により実施した。

(3) 調査期間

平成30年12月7日から平成31年1月7日までとして実施した。

(4) 回収数と回収率

調査票の種類	配布数	回収数	回収率
就学前の子どもの保護者用	1,500 票	762 票	50.8%
小学生の保護者用	1,500 票	833 票	55.5%
合計	3,000 票	1,595 票	53.2%

2 次期計画策定に向けたスケジュール（予定）

時期	内容	
令和5年度	11月頃	第2回会議（アンケート調査票について）
	12～1月頃	アンケート調査の実施
	2月頃	第3回会議（アンケート調査結果の概要について）
令和6年度	5月頃	第1回会議（計画骨子について）
	7～10月頃	第2・3回会議（計画素案について）
	11月頃	パブリックコメントの実施
	2月頃	第4回会議（パブリックコメントの結果及び計画案について）
	3月頃	計画書及び概要版の完成 第5回会議（完成報告）

3 次期千歳市子ども子育て支援事業計画の概要

(1) 計画の位置付け

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、国が定めた基本指針を踏まえ策定。令和5年度にアンケート調査、令和6年度に計画を策定する。

(2) 計画期間

第1期：平成27年度から平成31年度まで

第2期：令和2年度から令和6年度まで

第3期：令和7年度から令和11年度まで

(3) 次期千歳市子ども・子育て支援事業計画に向けて

《 こども基本法が令和5年4月1日に施行 》

全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

【第10条】市町村こども計画の策定

市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする。

※ こども計画は既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することが可能

- ・ 子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する「市町村計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」 など

【第11条】こども等の意見の反映

地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

※措置の例：子どもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会等の委員として子ども若者参加促進、SNSを活用した意見聴取など

次期計画策定にあたっては、「子ども・子育て支援事業計画」を「こども計画」として位置付けるため、内容の検討が必要。